

※「管内の教育」は島根県教育庁 出雲教育事務所ウェブサイトにてカラーで掲載されています。

## 所報 第88号

- 1 令和5年度末教育職員人事異動について
- 2 管内における社会教育の取組
- 3 幼小連携・接続の推進に向けて
- 4 つながる つなげる 広げる 支援
- 5 年末調整について

# 管内の教育

出雲教育事務所 令和5年11月



## 「令和5年度末教職員人事異動について」

調整監 梅木 喜嗣

昨年度末に、市町村立小学校・中学校・義務教育学校の教育職員の人事異動方針細則を大きく改正しました。各学校におかれましては、本細則の対象となるすべての教職員の方に、改正内容を正しくご理解いただけるよう、お願いします。

### 1 人事異動方針の概要

島根県教育委員会は、本県の特徴を踏まえ、円滑で効果的な人事異動を行うため、人事異動のルールを定め、運用しています。

#### (1) 学校の教育活動の活性化

人事異動は、学校の活動を活発にし、本県の教育の進展に資するため、全県的視野に立ち、適材を適所に配置し、教職員の組織が適正なものとなるよう行われています。

#### (2) 県内全域の児童生徒に対して等しく教育を保障

県内全域の児童生徒に対して等しく教育を保障するため、全県的な視野に立って人事異動を行う必要があります。

#### (3) 教職員自身のキャリアアップ

人事異動により地域や規模の異なる学校で勤務することは、教員自身のキャリアアップにもつながります。

### 2 人事異動ルールについて

教育職員並びに学校事務職員の人事異動細則では行わなければならない勤務として次のものを定めています。

#### (1) 教育職員

##### ① 他地域勤務

- ・概ね45歳までに1回以上行う。1回の勤務は4年。
- ・令和4年度より新規採用時における勤務から適用。
- ・特例や他地域とみなす勤務がある。

##### ② 本拠地勤務

- ・生活の本拠地を置く市郡（平成25年度以前は旧市郡）に所在する学校で平成26年度以降に通算6年勤務。
- ・新規採用時は除く。
- ・当該校がへき地学校の場合、へき地学校勤務も併せて解消。
- ・採用時30歳以上の者は適用外。

##### ③ へき地学校勤務（栄養教諭は適用外）

- ・生活の本拠地を置く教育事務所管内又はこれに隣接する教育事務所管内に所在するへき地学校での勤務。
- ・概ね55歳までに1回以上行う。1回の勤務は4年。
- ・特例やへき地学校勤務に代えることができる勤

務がある。（令和4年度末改正では特例指定校での6年間の勤務を新設）

- ・栄養教諭は当分の間適用外。

#### ④ 永年勤続の解消

##### ア 同一学校勤務

- ・連続した同じ学校での勤務期間は3年以上7年以内
- イ 同一市町村勤務（栄養教諭は適用外）
- ・連続した同じ市町村内での1回の勤務期間は、15年が上限。
- ・61歳となる年度以降は適用外。

#### (2) 学校事務職員

##### ① 出身外ブロック等勤務

- ・出身外ブロックの学校における勤務、又はへき地学校における勤務を、1回の勤務を3年以上として、3回以上行う。（2つの勤務を組み合わせることも可能）

##### ② 永年勤続の解消

##### ア 同一学校勤務

- ・連続した同じ学校での勤務期間は7年以内。

##### イ 同一旧市町村勤務

- ・連続した同じ旧市町村内での1回の勤務期間は、15年が上限。
- ・61歳となる年度以降は適用外。

### 3 令和6年度人事異動方針細則の変更点

#### (1) 教育職員

##### ① へき地学校勤務に係る細則の新設

- ・複数校の兼務する教育職員のうち、兼務校にへき地学校を含む場合は、へき地学校勤務とする。
- ・通算4年間の勤務が必要。
- ・令和5年4月1日時点の勤務校において、既に該当の勤務している者は、遡って適用。

##### ② 人事交流に係る細則の新設

- ・小学校、中学校、義務教育学校から高等学校または特別支援学校への人事交流の勤務を、1回につき4年程度に変更。
- ・令和5年度以前の異動者は5年程度のまま。

#### (2) 学校事務職員

##### 出雲地区経験者枠採用者に係る細則の新設

- ・出身外ブロック等勤務を適用しない。

人事異動は個々の教職員としてのあり方、生き方に関わる事柄であるとともに、教職員としての資質・能力の向上と密接に関連しており、将来を見据えた適切な赴任計画の立案が望まれます。管理職の皆様には、教職員を育てるという観点から、個々のライフステージに応じた確かな指導と助言をお願いします。

# 管内における社会教育の取組

## 出雲市「結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 ～出雲市の放課後支援～」

出雲市派遣社会教育主事 大國 亨 恩田 奈穂子

出雲市では、子どもたちの学校の教育課程外（放課後、土日祝、長期休業中）での学習や体験活動を地域で支える取組として2つの事業を行っています。

### 【放課後学習等支援事業】

放課後等を活用して、児童生徒が集中して学習に取り組める場を提供することで、自主学習や家庭学習の習慣化を図るとともに、家庭で過ごす時間を有効に活用できることを目的に、市内の各小・中学校で行っています。

参加している子どもやその保護者からは、「宿題や課題に集中して取り組める」、「友達との学習が楽しい」、「参加した日は親も子ども余裕ができる」などの感想をいただいています。学習支援を行うのは地域の方々であり、子どもたちにとって地域の方と交流する機会にもなっています。

### 【放課後子ども教室推進事業】

放課後や土曜日等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することを目的に、今年度は17教室開設しています。コーディネーターをはじめ、多くのスタッフやボランティアが活動に関わっています。

活動内容は各教室で工夫されており、季節行事や長期休業中のサマースクールなどが行われています。地元の高校生や県内の大学生との交流活動もあり、地区内の大人に限らず、様々な人と人がつながり、子どもたちの活動を支えています。

今後、子どもたちの育ちを支えるための、家庭・地域・学校の連携・協働の体制づくりや、子どもの育ちに関わる誰もがいきいきと活躍できるような機会の創出を進めたいと思います。



## 雲南市「地域学校協働活動を支える雲南市の地域コーディネーター」

雲南市派遣社会教育主事 青木 浩平 原 元宏

雲南市では、市内すべての小・中学校に地域コーディネーター（以下、地域 CN）を配置しており、総勢20名が学校と地域の繋ぎ役として活躍しています。学校からは、「担任や子どもたちの思いを地域 CN に伝えることで、ねらいや実態に合った地域のひとを見つけることができました。」「教員も地域 CN と一緒に下見や打合わせに出かけたことで、児童にとって有効な地域資源を発見し、授業に取り入れることができました。」という報告をいただいております。地域 CN がいることで地域学校協働活動やふるさと教育の一層の充実が図られていることが分かります。

雲南市では、地域 CN が地域や学校の中で力を発揮し、より充実した取組につなげていくために、研修会と情報交換会を実施しています。年度当初に行った全体研修会では、アイスブレイクを取り入れたワークショップを実施することで地域 CN 同士の連携を深めることができました。また、中学校区ごとの情報交換会では、地域のひと・もの・ことに関する情報交換や地域資源の視察等を行っています。今後も、地域 CN 自身も楽しみながら、学校と地域の連携を推進していただきたいと思います。





出雲教育事務所管内では、出雲市2名、雲南市2名、奥出雲町1名、飯南町1名の社会教育主事が派遣されています。派遣社会教育主事が中心となって実施している各市町の社会教育の取組の一部を紹介します。

## 奥出雲町「社会教育委員会の取組」

### 奥出雲町派遣社会教育主事 石原 弘治

奥出雲町では、社会教育、学校教育、家庭教育の関係者や学識経験のある方等を社会教育委員として委嘱しています。今年度は改選の年でしたので、新しい委員さんとのスタートにあたって取り組んだことを紹介します。

#### 〈取組〉

- 社会教育委員会体制検討 ○社会教育委員顔合わせ会
- 奥出雲町広報に社会教育委員会の記事を掲載 ○社会教育委員・公民館長合同会

#### 〈社会教育主事としてのねらい〉

- ・町内公民館の実践や社会教育の実際を知ること、公民館長や委員同士がつながること等を通して、社会教育委員として責任感・やり甲斐をもって活動してもらうと共に、社会教育委員会について町内にPRすることで、認知度を高めていくことを目指しています。

#### 〈取組の成果〉

- ・顔合わせ会を布勢公民館で行ったことで、布勢地域版の地域学校協働活動について知ることができました。
- ・町の広報に記事を掲載したことで、町内に社会教育委員や社会教育についてPRすることができました。
- ・小グループで意見交換をする場を設けたことで、公民館長と社会教育委員が顔と名前が分かる関係になり、公民館への訪問や事業への参加がしやすくなったと感じています。

#### 〈これからについて〉

公民館事業を中心に、地域の中で「集い」「楽しみ」「学ぶ」場ができつつある。この動きを社会教育委員として参加したり、応援したり、広めたりすることで、町内の社会教育を活性化することを目指していきたいです。

学校再編が近づく中、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についてもご意見をいただき、学校・地域・家庭の連携・協働の姿を検討していきたいと考えています。



(町広報 7月号の記事)



(社会教育委員・公民館長合同会の様子)

## 飯南町「飯南町で目指すコミュニティ・スクールのカタチ」

### 飯南町派遣社会教育主事 若槻 慎也

飯南町では、今年度より町内の小中学校（それぞれ1校ずつ）に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入しました。そして、令和6年度に町内全ての小中学校にコミュニティ・スクールの導入を目指しています。全国的にコミュニティ・スクールの設置が進む中、コミュニティ・スクールの目的や制度については、なかなか浸透しにくい部分もあると感じます。「そもそもコミュニティ・スクールって？」「学校評議員制度と何がちがうの？」「また、学校の負担が増える？」など様々な意見があるように思います。飯南町教育委員会としてコミュニティ・スクールの導入を検討する中で、飯南町のコミュニティ・スクールで何を目指していくのかははっきりする必要があったと感じました。そこで、7月に町内の教職員、学校運営協議会委員、教育関係者約100名が一堂に集まり、鳥取県南部町教育委員会 福田範史教育長を講師に「なぜ、今学校と地域の連携が求められているのか～学校運営協議会制度のしくみとこれから～」という演題で学校運営協議会制度導入研修会を開催しました。

研修会の後半は、グループに分かれ「今後、自身の立場でどのように地域と連携していくのか」をテーマにグループワークを行いました。

まだまだ導入段階であり、試行錯誤している部分はありますが、学校を目指す“地域とともにある学校づくり”（社会に開かれた教育課程の実現）、地域を目指す“学校（子ども）を核としたまちづくり”の双方を実現させるために、飯南町で目指すコミュニティ・スクールのカタチを学校、家庭、地域それぞれの立場のみなさんと一緒に、語り合いながらみんなで楽しくつくっていききたいと思っています。

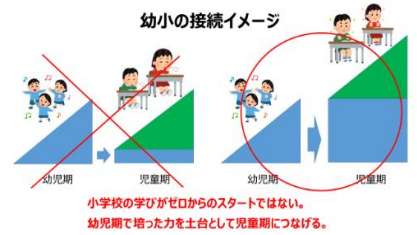


## 「幼小連携・接続の推進に向けて」

島根県幼児教育センター指導主事 八木 優

昨年度から幼保小の架け橋プログラム（文部科学省）が実施され、今年度はこども家庭庁が創設されるなど、より一層幼児教育への関心が高まり、脚光を浴びています。そのような中、全ての幼児教育施設において、子ども主体の質の高い教育・保育の保障が求められ、小学校では、幼児期に培った力を基盤として、さらに力を伸ばしていくこと（スタートカリキュラムの充実）が求められています。

このような幼小連携・接続の推進は、お互いの教育、保育を理解することから始まります。小学校に入学する子どもたちは「まだ何も知らない。」「できない。」存在ではなく、幼児教育施設で多くの経験を積んだ「育った」存在です。小学校教育がゼロからのスタートではありません。そういった理解が小学校に広まることで、子ども達への声かけが、子どもの意思や経験を尊重したものに変わり、子どもが主体性を発揮できる学習展開の工夫へとつながっていきます。



I	なぜ幼小連携・接続が必要か
II	① 幼児教育の役割と特長
	② 幼児教育で育つ力【演習】
III	① 接続期の子どもたち
	② スタートカリキュラム作成のポイント
IV	特別支援教育と幼小連携・接続
V	雲南市立斐伊小学校区での取組 ～R4年度 幼児教育推進研修 実践発表より～

島根県幼児教育センター

検索



しまねの幼小連携・接続紹介動画

オンデマンド研修動画シリーズ



☞ 動画視聴はこちらから！

※動画視聴の際は【ユーザー名】【パスワード】の入力が必要です。

ご不明の際は、島根県幼児教育センターまでお問い合わせください。

是非、管理職の先生方のリーダーシップのもと小学校区で幼小連携・接続の推進を図っていただきたいと思います。

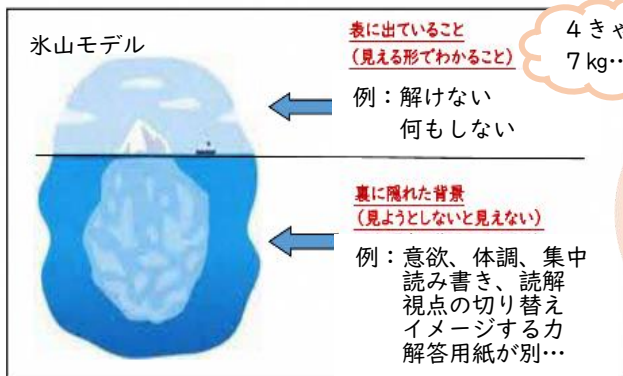
島根県幼児教育センターでは、幼児教育の理解促進及び幼小連携・接続の推進をめざし、幼児教育センターHPに「幼小連携・接続オンデマンド研修動画」「しまねの幼小連携・接続紹介動画」を掲載しています。

なお、オンデマンド研修動画は、どのパートから視聴しても、各研修内容についてご理解いただける構成になっています。各幼児教育施設や小学校等の状況に応じて、是非、研修等でご活用ください。

## 「つながる つなげる 広げる 支援」

特別支援教育支援専任教員 福田 ゆかり

「すらすら読んだり書いたりできません。」といった読み書きに関する相談が増えています。読み書き支援・指導については、今では沢山の書籍やインターネットで知ることができます。しかし、すべての子どもにその方法が合っているとはいえません。その場合、困難さが続き、二次障がいを示すようになることも少なくありません。まず「この子は何に困っているのだろうか」「背景には何があるのか」をチームで探ってみてください。



4 きゃく  
7 kg...

読書



ケース会参加者（例）

- 担任・管理職
- 特別支援教育コーディネーター
- 教科担当者 養護教諭 学年部 生徒指導



今年度は、ケース会議の様子を聞かせていただく学校が増えました。その際、「できていること」「支援や配慮があればできそうなこと」「できないこと」を整理し、様々な立場から、できることを伸ばす視点で話し合ってみてはどうでしょうか。すべての子どもを大事なかけがえのない存在とし、先生方や関係者が連携協働して関わることで、改善につながったケースも多くあります。いただく相談の多くは、時間もかかる、複雑な要因があるケースもあります。今後も、先生方の「どうしよう」を一緒に考えてきます。ご相談ください。



参考資料はこちらから

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」R5.3月





# 誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい  
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない  
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる  
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、  
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる  
未来への原動力

人が人のたからもの  
誰もが誰かの応援団

## いいけん、 島根県



